

保育所等における医療的ケア児の 受入れガイドライン

令和6年6月

山鹿市福祉部 子ども課

1. ガイドラインの趣旨・目的

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）が増加する中、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多様化し、保育ニーズへの対応を含め医療的ケア児とその家庭の状況に配慮した適切な支援への取り組みは重要な課題となっている。

このような中、令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行され、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、社会全体で支えることを旨として行わなければならない」という基本理念のもと、医療的ケア児支援に関する保育所等の設置者の責務が明記された。

本ガイドラインは、安心・安全を最優先としたうえで、保育所等の利用が円滑に進むよう、事前相談から入園までの流れや必要な書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的な考え方や留意事項等を示したものである。

2. 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること

3. 対象児童

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療的ケア児であって、主治医が保育所等における集団生活が可能であると判断した場合に対象とする。

なお、医療的ケア児の安全を確保するため、感染リスクを軽減する予防接種がほぼ終了する2歳児からの利用を原則とする。ただし、市が利用可能と判断する場合はその限りではない。

4. 医療的ケアの内容

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を想定しており、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

医療的ケアの具体例としては、次のようなものが挙げられる。

呼吸管理	酸素吸入（気管切開、鼻腔等）、人工呼吸器
吸引	口腔、鼻腔、気管切開部
経管栄養	経鼻経管、胃ろう、腸ろう
導尿	一部要介助、完全要介助
インスリン注射	血糖値測定
その他	市が実施可能と認めた医療行為

5. 受入体制

- ① 受入時期は、4月1日入園を基本とする。
- ② 受入れを行う保育所等は市長が実施を認めた保育所及び認定こども園とする。
- ③ 医療的ケアを実施できる時間の範囲として、原則平日(月～金曜日)の短時間保育時間(8時間)の範囲とする。なお、行事への参加等、特別な理由があり、安全な利用が可能であることが確認されている場合は保護者が保育所等と相談して調整を行う。

6. 支援計画の策定

保育所等では一人ひとりの子どもの状況に応じて、保育計画を作成する。受入保育所等では、保育計画の中に、医療的ケアの内容も含めた支援計画を盛り込み、医療的ケアの状況も踏まえた保育を計画することが求められる。その際、主治医等からの指示の内容も十分踏まえ、支援計画の内容は保護者と共有し同意を得る。また、保護者を通じて主治医や療育施設に確認を得るなど、必要に応じて、専門的見地からも問題がないかどうか確認することが望ましい。なお、医療的ケアの内容は子どもの成長や経過とともに変更になる場合があり、それに応じて支援計画も見直しが必要になる。

7. 受入後における医療的ケアの内容変更について

- ① 受入後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア指示書」又は「医療的ケア終了届」を保育所等に提出する。
- ② 保育所等は医療行為に変更があった場合は、「医療的ケア指示書」及び児童の疾病や障害により日常生活に医療を要する状態等に基づき、必要に応じて保育所等における保育の継続実施について関係機関に意見を求め、医療行為に関する研修を行う。
- ③ 保育所等は安全に実施するための準備が整うまでの間、保護者に協力を依頼する場合や、受入れができない場合、子ども課へ報告を行う。
- ④ 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施するが、それ以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となる。
ただし、医療的ケアの必要がなくなった場合においても、保護者に保育を必要とする事由がある場合は、保育所等の利用を継続できるものとする。

8. 医療との連携

医療的ケアの安全かつ適正な実施にあたっては医療との連携が不可欠である。入園へ向けた看護師・保育士への医療的ケア実技講習会や入園後の面談フォローなど、医療的ケア児の受入れまでの各段階において、医師等の医療従事者や当該児童の主治医の意見が得られるよう、連携体制を確保する。また、保護者の同意の下、

- ・集団生活の可否や医療的ケアへの対応に対する意見
- ・医療的ケアの実施に関する指示書

- ・支援計画の内容の確認、変更に関する指示
- ・その他必要な事項等について主治医に協力を求める。

なお、主治医をはじめとした医療との円滑な連携のためには、日頃より、市民医療センターをはじめ、その他医療関係者や消防署と情報を共有し、協力体制を確保しておくことが望ましい。主治医が遠方の病院等の場合、日常的な相談・指導に関しては地域の医療機関、緊急時には消防署に協力を要請することも想定される。

9. 保護者の了承事項

医療的ケアの実施において保護者の理解や協力が不可欠となるため、保育所等は、次の事項について事前に保護者から了承を得る必要がある。

- ① 保育の利用日・利用時間は原則、月曜日から金曜日（祝日を除く）の保育短時間区分（時間帯は実施施設が定める）とすること。
- ② やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアができない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制がとれない場合は、保育の利用ができないことがあること。
- ③ 児童の安全を最優先とした上で、主治医の指示内容や留意事項、普段の子どもの様子等を踏まえ、保育(教育)内容や支援計画等について、共に検討していくこと。
- ④ 保育所等が主治医(必要に応じて訪問看護師も含む)と速やかな連絡や継続的な相談等、協力体制を構築することができるよう、必要な調整をすること。
- ⑤ 健康状態など状況の変化があった場合については、速やかに保育所等へ連絡すること。また、保育中に体調が悪くなった場合、または熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等による児童の引き取りをお願いするため、連絡がとれるようにしておくこと。
- ⑥ 発熱症状等がない場合でも、保護者からの報告や子どもの状態等を踏まえ、安全な保育が困難であると判断した場合は、利用できない場合があること。
- ⑦ 体調が急変した場合は、保護者の了解を得ずに、あらかじめ園で備えている緊急時の対応マニュアルに沿った対応をする場合があること。また、必ず連絡がとれるようにしておくこと。
- ⑧ 実施施設が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
- ⑨ 集団保育の場では、感染症リスクが高くなることも予想されるため、施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、施設からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- ⑩ 保護者へ必ず連絡がとれるように連絡手段の確保を行うこと。
- ⑪ 医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参し、持ち帰り、準備・点検・整備を行うこと。
- ⑫ 登所時、保護者と職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)の確認をし、不備のある場合

には、整うまで保育を行うことができない場合があること。

- ⑬ 医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則、保護者が全て毎日持ち帰ること。

10.緊急時の対応

- ① 保育所等は、体調の急変等の緊急時に備えて、保護者複数の連絡先、かかりつけの医療機関・主治医の連絡先、発作時の対処法などについて、あらかじめ保護者及び主治医から聴き取った内容をまとめた緊急連絡カード等を作成しておく。
- ② 緊急時には、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- ③ 緊急時の対応については、事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。
- ④ 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中でであっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送を行った場合は病院に直行する。

11.災害や事故への備え

基本的には、保育所等で整備している災害対策に関するマニュアルに沿った対応となるが、医療的ケア児が在籍している場合は特に、次の事項について留意し、平時から備えておくことが必要となる。なお、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置する保育所等については、避難指示に基づく臨時休園の判断が他の保育所等と異なる等、特別な事情を踏まえた備えが必要となる。

- ① 保育所等は、医療的ケア児については、多くの場面で安全を確保するための配慮が必要であることから、災害が発生した場合に備え定期的な訓練を行い、様々な角度からリスクを想定し、より現実的なシミュレーションに基づき実施することができるよう多職種の職員が参加し検討する。
- ② 医療的ケア児の状態等を考慮し、避難時に必要な配慮を確認する。(避難時の職員による介助、避難場所や避難経路等に関する配慮)
- ③ 災害時の職員による医療的ケアの機材や物品の持ち出しに関して事前に確認する。(予め持ち出す必要がある機材や物品をリストアップし、物品名だけでなく、写真の掲載や使用方法等について一覧化しておく等の工夫)
- ④ 数日間、避難することが必要となった場合における医療的ケアに必要な消耗品や薬等に関して保護者と確認する。
- ⑤ 停電や断水を想定し、電気や水が使用できない状況下での対応を保護者と確認する。(医療的ケアに必要な機材の電源や飲料水の確保等)
- ⑥ 保育所等は、重大な事故を未然に防止することを目的として、事故やヒヤリハットが発生した場合には、積極的に記録を行い原因について分析し、必要な対策を講じる。職員間で情報共有し、施設全体で再発の防止の取組を行う。
- ⑦ 保育所等は事故が発生次第に速やかに報告書を作成し、子ども課へ報告する。

◆医療的ケア児の保育所等利用までの基本的な流れ（４月入所の場合）

